別記第１号様式（第２関係）

森林機能回復事業の実施に関する協定書

 (目的)

第１条　山口県（以下「甲」という。）と森林所有者○○○○（以下「乙」という。）は、第３条に掲げる森林の有する水源かん養や山地災害防止等の多面的機能を回復させることを目的に、この協定を締結する。

 (協定の期間)

第２条　この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

２　この協定の目的達成のため、特に必要のある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができる。

３　乙はこの協定期間中、適切な森林の維持・管理に努めるものとする。

 (協定の対象とする森林)

第３条　この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在等は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　在　　地 | 林小班 | 樹種 | 林齢 | 面積(ha) | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |

 (森林の整備)

第４条　甲は、乙の所有する前条の対象森林について、次の整備を行うものに対して必要な経費を補助する。

（１）十分な照度による下層植生の回復を重視し、本数率で　　％以上の植栽木の間伐をすること。

（２）間伐した樹木を、対象森林の区域内に整理すること。

ただし、乙が自らの責任と費用で、間伐した樹木を搬出・利用する場合はこれを妨げない。

（３）その他前各号の内容を実施するために必要なこと。

 (責務)

第５条 乙は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）協定期間中は、皆伐及び森林以外への転用は行わないこと。

なお、やむを得ず皆伐又は転用を行う必要が生じた場合は、あらかじめ甲へ書面で届け出ること。

（２）甲が整備を行ったことを示す標示板等の設置を申し出たときは、乙は協

定期間中その設置を認めること。

 (助言及び指導)

第６条 甲は、この協定の目的達成のため、対象森林の取り扱いについて、必要

に応じて乙に対する助言及び指導に努めるものとする。

 (災害等による損害)

第７条　対象森林が、自然災害により立木その他に損害を生じた場合については、甲はその責任を負わない。

 (協定の承継等)

第８条　乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、当該第三者にこの協定を承継させるものとする。

２　乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、協議しなければならない。

３　乙は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかに甲に書面で通知するものとする。

 (特別な事情による協定の失効)

第９条　次の各号においては、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

（１）対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

（２）火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

 (協定に違反した場合の措置)

第10条　乙は、当該事業終了後の翌年度から起算して５年を経過せずに、当該施行地を皆伐する行為が生じた場合、当該補助金相当額を返還しなければならない。

２　乙は、当該事業終了後の翌年度から起算して５年を経過せずに、当該施行地を森林以外の用途へ転用する行為が生じた場合、公益上やむを得ぬ場合を除き、転用面積に応じて補助金相当額を返還しなければならない。

(乙の協力)

第11条　乙は、次の事項について協力するものとする。

（１）甲が、ボランティアによる軽微な作業や森林体験、学習活動等に対象

森林を使用することを乙に申し出たとき。

 (協議)

第12条　この協定に関し疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

 上記協定を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

 　　　　年　　月　　日

 （甲）山口県

 山口県知事

 （乙）住　所

 氏　名